

## 認定申請に必要な書類

・正1部・副1部をA4判ファイルに綴じて提出してください。

・下記の書類以外に認定に必要な書類の提出を求める場合がありますがご了承ください。

1 低炭素化のための建築物の新築等に係る構造等に関する図書		
全ての建築物に共通		
図書の種類	明示すべき事項内容等	
認定申請書	規則 第5号様式	
委任状	申請者が他者に手続きを委任する場合	
適合証	事前に審査機関の技術的審査を受けた場合に添付 ※ 原本を副本に、写しを正本に添付してください。	
設計内容説明書	建築物の構造及び設備が低炭素建築物であることの説明	
各種図面・計算書	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	配置図	縮尺及び方位
		敷地境界線及び敷地内における建築物の位置
		申請に係る建築物と他の建築物との別
	仕様書(仕上げ表を含む)	空気調和設備等、エネルギーの効率的利用を図ることのできる設備又は器具及び建築物の低炭素化に資する措置(以下、「低炭素化に資する設備等及び措置」という。)等の位置
		部材及び低炭素化に資する設備等及び措置の種類 外壁等・開口部の仕様、構造、寸法及び取付方法
	各階平面図	縮尺、方位
		間取り、各室の名称、用途及び寸法
		天井の高さ、範囲及び面積
		壁の位置及び種類
		開口部の位置及び構造
	床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
	用途別床面積表	複数の用途を有する建築物の場合の、用途別床面積の一覧
	立面図	縮尺
		外壁等の仕様及びその範囲と面積
		低炭素化に資する設備等及び措置の位置
	断面図または矩計図	縮尺
		建築物の高さ
		外壁及び屋根の構造
		軒の高さ並びに軒及びひさしの出
小屋裏の構造		
各階の天井の高さ及び構造		
床の高さ及び構造並びに床下及び基礎の構造		
※外壁、開口部、床、屋根その他断熱性を有する部分について断熱工法ごとに色塗り等で断熱材位置を図示してください		
各部詳細図	縮尺	
	外壁、開口部、床、屋根その他断熱性を有する部分の材料の種類及び寸法(断熱工法ごとに色塗り等で断熱材位置を図示してください)	
	各種設備の構造方法	
各種計算書	建築物の構造及び設備が低炭素建築物であることの基準に適合することを示す資料	
	計算その他の計算を要する場合における当該計算の内容(一次エネルギー消費量計算書)	

2 低炭素化のための建築物の新築等に係る空調和設備等の設置若しくは改修に関する図書

住宅以外の用途に供する建築物又は建築物の部分

図書の種類		明示すべき事項内容等
各種図面・計算書	空調設備機器表	熱源、空調機並びにポンプ等の種別、仕様、台数、性能及び制御方法
	空調設備平面図	縮尺
		空調ゾーン、熱源、空調機並びにポンプ等の位置、台数、構造及び制御方法
	空気設備系統図	熱源、空調機並びにポンプ等の位置、系統及び構造
	換気設備機器表	給気機、排気機並びに換気代替空調機等の種別、仕様、台数、性能及び制御方法
	換気設備平面図	縮尺
		給気機、排気機並びに換気代替空調機等の位置、台数、構造及び制御方法
	換気設備系統図	給気機、排気機並びに換気代替空調機等の位置、系統及び構造
	給湯設備機器表	給湯設備の種別、仕様、台数及び性能
		節湯器具の採否及び太陽熱利用方法
	給湯設備平面図	縮尺
		給湯設備の位置、台数、構造及び配管の保温
	給湯設備系統図	給湯設備の位置、系統及び構造
	照明設備機器表	照明設備の種類、仕様、台数及び消費電力
	照明設備平面図	縮尺
		照明設備の位置、台数、構造及び制御方法
昇降機設備機器表	昇降機設備の種類、台数、積載量、速度及び速度制御方式	
昇降機設備平面図	縮尺、昇降機設備の位置、台数及び構造	
各種自動制御図	空調設備、換気設備、給湯設備、照明設備の自動制御方法及び構造	
その他機器表	その他低炭素化に資する設備等及び措置の種類、台数及び性能	
各種計算書等	外皮の性能を示す計算表及び当該計算に必要な各部分の仕様、構造及び寸法	

住宅のみの用途に供する建築物又は建築物の部分

図書の種類		明示すべき事項内容等
各種図面・計算書	空調設備機器表	空調設備機器の種類、仕様、構造、台数、性能及び制御方法
	換気設備機器表	換気設備の種類、仕様、構造、台数、性能及び制御方法
	給湯設備機器表	給湯設備の種類、仕様、構造、台数、性能及び制御方法
	照明設備機器表	照明設備の種類、仕様、構造、台数、性能及び制御方法
	共同住宅等における昇降機設備機器表	共同住宅等における昇降機設備の種類、仕様、構造、台数、性能及び制御方法
	その他機器表	その他低炭素化に資する設備等及び措置の種類、台数及び性能

※表の図書の種類欄に掲げる図書に明示すべき事項を、全て他の図書に明示したときは、当該図書を要しない。